

## 第 42 回公害紛争処理連絡協議会から

平成24年6月7日に、公害等調整委員会が都道府県公害審査会会長等との情報・意見交換等により公害紛争処理制度の円滑な運営を図るため開催した「第42回公害紛争処理連絡協議会」から、大内捷司公害等調整委員会委員長による開会のあいさつ、田口和也公害等調整委員会事務局長による全国の公害紛争処理の概況報告等、柴山秀雄公害等調整委員会委員、紙子達子東京都公害審査会会長及び渡邊博公調委・公害苦情相談アドバイザーの講演の内容を加筆修正したものです。

### 公害等調整委員会委員長あいさつ

公害等調整委員会委員長 大内 捷司

#### 1 はじめに

本日はお忙しい中、遠路、公害紛争処理連絡協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。公害等調整委員会委員長の大内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、東日本大震災が発生してから1年3か月が経とうとしております。不幸にして犠牲になられました方々に、改めて心から哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた地域の皆様方には、一日も早い復興を遂げられますよう、念願しているところであります。

#### 2 公害紛争処理制度の課題

さて、本年は、当委員会が設立されて40周年の節目の年に当たります。この40年という年月の経過に伴い、公害紛争処理制度を取り巻く状況は大きく変化してまいりました。かつて深刻であった産業型の公害による被害は、自治体や政府、企業などの努力によって大きく減少する一方、近年は、廃棄物に関する問題、騒音や低周波音の問題、建築工事や交通機関による騒音・振動の問題など、都市型・生活型の紛争が増加する傾向にあります。

なお、この1年間の公害紛争処理の概況につきましては、この後に、事務局長から報告させていただきます。

#### 3 公害苦情処理と公害紛争処理の連携

ところで、このような公害問題の状況にかんがみ、公害苦情や公害紛争の解決に向けて、国、都道府県、市区町村の連携の強化はますます重要な課題となっていると考えているところであります。公害紛争は、まず市区町村への公害苦情の相談という形で顕在化することが多いかと思えます。これらの事案は、担当職員によるきめ細かな対応が有効な場合、

調停の場を設けることが望ましい場合、真相の究明や損害の賠償に法律的な判断が必要な場合など、その解決方策は、事案の内容や状況に応じて様々であります。

このため、当委員会、都道府県の公害審査会、市区町村の相談窓口が、それぞれの長所を活かしながら、必要に応じて密接に連携し、柔軟に対処していくことが一層求められていると考えているところでございます。

#### 4 おわりに

本日は、近年、低周波音や騒音をめぐる紛争が増加していることにかんがみ、当委員会の柴山秀雄委員から「音のイメージを変える」というテーマでお話を申し上げますとともに、東京都公害審査会の紙子達子会長からは、東京都の審査会における調停事件処理のご経験についてご紹介いただきます。また、当委員会の公害苦情処理アドバイザーをお願いしております元横浜市職員の渡邊博様からは、「公害苦情処理の今昔」というテーマでお話ししていただくことにしております。

また、本日は、最後に意見交換の時間も設けておりますので、ぜひ皆様からも積極的なご発言をいただければ幸いです。

今回の連絡協議会が皆様方と私ども双方にとって有意義なものとなることを期待しております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

## 全国の公害紛争処理の概況報告等

公害等調整委員会事務局長 田口 和也

### 1 公害等調整委員会の状況

#### (1) 平成23年度における公害紛争処理事件の係属状況

平成23年度は、67件の事件が公害等調整委員会に係属しました。うち、新規受付は29件で、平成19年度以降、四年連続して増加しております。また、24年度の新規受付事件数は、これまでのところ3件（5月末現在）となっております。

次に、平成23年度に終結した事件は、22件でした。その内訳を見ますと、認容又は一部認容が2件、裁定事件から職権で調停に移行し、調停成立したものが3件、さらに、棄却が7件、取下げ5件、却下4件、調停事件で打切りが1件となっております。

また、24年度に45件が繰り越しとなりましたが、既に、そのうちの10件が終結（5月末現在）しております。その内訳は、一部認容が2件、裁定事件から調停に移行し、調停成立したものが2件、棄却が5件、調停事件で取下げが1件でした。

都道府県審査会等と関係のある事件は11件で、内訳は、当初、都道府県公害審査会で調停事件として受け付けた後、公害等調整委員会に送付されたものが3件、調停事件として係属した後、公害等調整委員会に裁定申請された事件が8件となっております。

## (2) 公害紛争事件の特徴・傾向

事件の内容ですが、特徴的なものとしては、低周波音に関するものが14件ありました。また、廃棄物処理・廃棄物処分に関する事件は5件で、廃棄物処理施設や産廃処分場などと、周辺住民との紛争といったようなケースですが、これらの事件は、申請人が100人を超えるなど、申請人数が多くなる傾向にあります。また、行政機関が当事者となる事件も数多く見られるという状況にあります。

このほか、廃棄された化学物質に関する紛争、例えば、「神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件」などが該当いたします。この事件は、当委員会として17回の審問期日を開催するとともに、専門委員5名を選任し、様々な手続を進めた結果、本年5月11日に一部認容という裁定を行って、終結をしたものです。

事件の内容は、何者かがコンクリートの塊に有機ヒ素化合物のDPAAを混入させて、地中に流し込んだというのが発端です。申請人の方々の主張は、このDPAAは、元々旧日本陸軍が関与したもので、国にその管理責任があるということで、国に対して損害賠償を求め、また、茨城県に対しては、水質汚濁防止法等の法令に基づき、被害の発生あるいは拡大を防止することができなかったということで、裁定の申請があったものです。結果、国につきましては、第三者の不法行為までの管理責任を認めることが困難であるということから、責任を認定することはできないという裁定となり、茨城県については、実は平成11年1月に、県が高濃度の地下水汚染を把握したわけですが、その後、周知措置やさらなる原因究明を行わなかったため、12年以降、被害の発生、拡大につながったということで、責任を認めたということでもあります。

また、症状につきましては、小脳症状・中枢神経症状あるいは子供さんの精神遅滞については因果関係を認め、一方、消化器系の疾患等については、因果関係は認められないという結論で、一部認容の判断になったものです。

## 2 制度利用の促進等の取組

制度利用の促進の取組につきましては、現地期日や事件調査の充実、そのための予算措置の確保ということに努めております。現地期日は、平成23年度には計7回、内訳は九州で3回、関西地区で2回、東海地区で2回開きました。また、24年度に入りましても4回（5月末現在）、内訳は九州地区で2回、関西地区で2回行っているところです。また、事件調査につきましては、23年度、委託調査を9の事件について行いまして、そのほかに委員による現地調査を5の事件で、計8回行いました。

### 3 国際的な取組、広報活動

国際的な取組、広報活動への取組につきましては、昨年7月、韓国において、韓国中央環境紛争調整委員会創立20周年の記念シンポジウムが開催されまして、これに大内委員長等が出席をしております。また、ベトナムにつきましては、JICAワークショップへの職員派遣のほか、ベトナムからは訪日団が公調委を来訪しまして、その際に、東京都下水道局の水再生センターと八王子市の清掃工場への視察を行いました。視察については、東京都、八王子市にご協力をいただきました。

### 4 都道府県公害審査会等の状況

都道府県公害審査会等の事件の処理状況につきましては、平成23年度新規受付は20の都道府県で36件あり、終結した事件は35件でした。公害の種類を見ますと、騒音の被害を訴えるものが増えております。その大半が工場や事業所、運送業、倉庫、資材置場、あるいは最近多くなってきたスーパー、コンビニのような小売業関係も含めまして、事業関係の騒音被害を訴えるものが大半である一方、保育所や学校で子供や生徒の声・活動の音が騒音であるということを訴える申請が3件あったという状況です。

私どもと各県の公害審査会等との連携につきましては、今後とも、公害紛争の迅速・適正な解決のため、それぞれの立場でご協力をお願いしたいと存じます。例えば、公害審査会等で調停に係属している事件に関して、国の原因裁定制度の活用なども挙げられると思いますので、よろしくお願いいたします。